分野番号：２－２
題名：ゴミ集積所管理責任、改築に伴う費用負担及び自治会補助金との関係について

【提言内容】
長年取手に住んでいます。
今年取手市内から取手市内に引っ越ししたのですが引っ越し先(●●地区)でゴミの集積所を新しくするから１世帯１万払ってと言われました。
今まで●●地区、●●地区と引っ越ししてきましたがそんな事言われたこともなく。
集積所を新築するのに１世帯１万で合計３６万ぐらいだったかとおもいますがそんな高いのはいらないと思いますしそのゴミ置き場を設置後何かあった場合の責任の所存等も明確になってません。近年強風等で色んなものが倒れたりしています。何かあった場合はどうなるのでしょうか。この話を班長にはしましたが明確なお答えは頂いておりません。調べた所１世帯４００円程が市側から自治体等に補助金があるとわかりました。そーいうものをこーいう時に使用するのではないのでしょうか？
（令和８年７月受付）

【回答内容要旨】
〇ごみ集積所の設置及び管理について
ごみ集積所の設置や維持管理につきましては、地域の日常的に利用されている皆様で対応していただくこととなっており、基本的な管理責任につきましても、同様となります。
そのため、使用人数、規模、施工費等につきましては、利用者の皆様方でご検討いただくことになります。何卒、ご理解いただけますようお願い申し上げます。
（環境対策課　令和８年８月回答）

〇地区補助金の活用について
取手市では、各地区の自主的なコミュニティ活動の推進のために、地区補助金制度を導入しております。●●様の仰るとおり、１世帯あたり４００円と基本額３万円を合算した金額を、●●様がお住まいの●●地区にも交付しております。
地区補助金は、地区内の地域活動や必要備品の購入、設備の改善などに活用でき、ごみ集積所の改修に活用いただくこともできます。
また、この補助金は、市政協力員（地区の代表者）を通して、各地区（自治会等）に交付しており、その活用については、自治会総会等で、決定されることが一般的です。
そのため、今回のごみ集積所の改修に補助金を使用できるかにつきましては、各地域でご検討いただくことになります。
すでに班長の方にはご相談されているとのことですが、班長の判断が難しい場合は、●●地区の市政協力員の方にご相談いただきますようお願いいたします。
（市民協働課　令和８年８月回答）